

令和5年11月1日

各 部 課 長 殿
各出先機関の長 殿

総 務 部 長

令和6年度予算編成方針について（通知）

市長の命を受けて、次のとおり予算編成方針を定めたので、通知する。

記

美作市では、令和2年度からの5年間を対象期間とする第2期「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、人口減少の克服と地方創生の実現に向けて総合的に取り組んでおり、令和2年度には人口の社会動態がプラスに転じるなど成果が上がってきている。令和6年度は総合戦略の最終年度に当たるため、これまで取り組んできた施策の総仕上げをしなければならない。

また、令和4年3月に実施された美作市長選挙において、萩原市長が掲げたマニフェストの以下の重要政策について、実効性のある施策として取り組みを進める必要がある。

- (1) 「住んで得」になる街にします。
- (2) とっても女性に優しい街にします。
- (3) 障がいのある市民の皆さんへのサービスを拡大します。
- (4) 学ぶ人にとって、より魅力的な街を目指します。
- (5) 農林業の振興に努めます。
- (6) すべての人にとって足回りのいい街を目指します。
- (7) すごく安全な街を目指します。
- (8) 市政の隅々まで気を配ります。

一方、国は「令和6年度の地方財政の課題」において、自治体DXの推進、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、公営企業の経営改革などの財政マネジメントの強化を挙げている。引き続き厳しい地方財政状況の中、歳出の合理化が重要課題として求められている。

1 市税・普通交付税収入の確保は厳しい状況にある。

普通交付税は人口の減少が算定に影響することから、今後も普通交付税の増額は見込めない状況にある。また、市税収入にあっては、大規模太陽光発電設備の償却資産が減少することなどから、現時点での増加要因は認められず、一般財源の確保については依然厳しい状況が続くことが予想される。

新庁舎建設を始めとする大規模事業の実施、高齢化の進展などによる社会保障への対応、企業会計への補助等に政策的な経費を要することになる中、活力ある地域社会の実現のための財源を確保していかなければならないことから、引き続き都市経営的視点での財政運営が必要となる。その基盤となるのは、財政の健全性と柔軟性の維持であり、改めて各々の事務事業を点検し、「財政の総点検」の内容、課題を踏まえて予算編成を行うものとする。

2 本市の財政指標は、早期健全化判断基準を大きく下回り、将来負担比率は4年連続で「算定なし」となっている。

本市の財政状況は、令和4年度普通会計決算では、財政健全化判断指標として用いられる実質公債費比率（3年平均）が10.8%と0.5ポイント改善し、将来負担比率は4年連続で算定なしとなっている。これは、現時点で、市が保有する負債が、住宅使用料などの特定財源、市が保有する基金、公債費に連動して算入される地方交付税などで全額賄える状況となったことを意味しており、今後の事業推進等について、一定の余力が生じているものと考えられる。

一方で、経常収支比率については、令和3年度における単年度に限った普通交付税の追加交付といった特殊要因の影響もあり90.8%と前年度比で4.8ポイントの悪化となっている。引き続き、単独の消費的経費、義務的経費については、経常経費とすることなくその必要性について検証し、事業の終期を設定するなどの対応が必要となる。

3 令和6年度が合併特例事業債の発行期限となっている

美作市では、平成17年の合併以降、新市建設計画に基づき、旧町村の一体化を醸成し、地域の特性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上に努めてきており、長きにわたり取り組んできた施策の総仕上げの時期を迎えている。

計画を推進するうえで欠くことのできない財源である合併特例事業債の発行期限が令和6年度と迫る中、限られた期間内に新庁舎建設をはじめ、計画に基づく事業を確実に完了させなければならない。

一方で、新庁舎建設をはじめとする大規模普通建設事業が具体化しており、短期間に多額の地方債を発行することを想定している。このことにより、後年度の財政に大きな影響を与えることが必至となるため、大規模事業はもとより、恒常

的に実施している普通建設事業についても、その必要性、規模等について十分に検討し、将来の財政運営への影響を考慮して計画的に実施しなければならない。

4 予算編成は、「最小の経費で最大の効果をあげる」ことが基本

本市の財政構造は、市税を主とした自主財源に乏しく、地方交付税や国県支出金、市債に依存したものとなっているため、国の予算編成や地方財政計画等の動向によっては、財源の確保が困難な状況を迎えることになる。そのため、全ての職員が財政運営についての認識を共有し、国や県の動向を的確に把握するとともに、あらゆる歳入の確保に向け最大限の力を傾注することはもちろんのこと、市民のニーズを見極めながら、「最小の経費で最大の効果をあげる」よう更なるコスト意識をもって、限られた財源の中でより効果的な事業を選択しながら、重点課題の推進に取り組まなければならない。

5 予算編成の留意事項

令和6年度の予算編成に当たっては、特に次の事項に留意することとする。

- (1) 総合戦略については最終年度となることから、これまでの成果を検証して確実に成果が期待できる事業に絞り実施すること。また、今後の国の地方創生関連予算の動向に十分留意すること。
- (2) 普通建設事業の実施にあつては、将来の財政運営への影響を考慮して計画すること。特に令和6年度に発行期限を迎える合併特例事業債を活用する大規模事業については、事業費の精査に加え適正な工期の確保についても留意すること。なお、合併特例事業債は発行額に制限があることから、計画段階において、事前に相談を行うこと。
- (3) 全国的に少子化が進む中、本市においても少子化対策は市存続に係る重要かつ急務の課題となっており、本年8月、「子ども政策会議」を立ち上げ、取り組みを進めているところである。本課題の解決を見据えた事業については、財源の捻出を含め全庁的に取り組むこと。
- (4) 令和6年度中に新庁舎への移転を控えていることから、現庁舎に係る維持管理経費については、必要最小限とすること。また、移転、開庁に係る経費については、計上漏れの無いように十分注意すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、市民生活も徐々にコロナ前に戻りつつある。コロナ禍の影響で、中止・縮小されたイベント等につ

いては、市民からの要望（ニーズ）の状況を踏まえ、その必要性も含めて再検討すること。

- (6) 資材等の高騰など物価上昇が続く中、価格上昇が見込まれるものについては必ず根拠となる見積等を徴取すること。また、光熱水費等の需用費においては、前年度予算額に一定の率を乗じるといった方法によらず、実績見込み額をベースに算定することとし、過大な予算にならないよう精査すること。光熱水費以外の物件費については、原則として前年度以下の予算額とすること。
- (7) 令和6年度から森林環境税の賦課徴収が始まることから、森林環境譲与税の増額が見込まれる。財源を効果的に活用し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に繋がる取り組みを実施すること。なお、森林環境譲与税を財源とした事業を実施する場合は、森林政策課と事前協議を行うこと。
- (8) 会計年度任用職員については、令和6年度から勤勉手当の支給が始まる予定である。また、人事院勧告による給料表の改正が行われていることから、人件費の積算にあっては総務課の指示に従い、適切に行うこと。なお、安易に会計年度任用職員を雇用するのではなく、業務の効率化を第一に考え、外部委託を含めて業務の見直しを行うこと。
- (9) 令和4年12月に5か年間の計画として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、取り組みが進められているところである。行政のデジタルサービスの導入や各分野におけるデジタル技術による地域活性化事業を計画している場合は、営業課と事前協議を行い、デジタル田園都市国家構想交付金の活用を検討すること。
- (10) 市民アンケート、行政懇談会で出された意見・要望は、将来計画を策定した上で、必要性、緊急性、実現可能性等を十分に検討し、予算要求すること。また、議会、監査で指摘された事項について検討を行い、予算に反映させること。
- (11) 合併特例事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業など、交付税の算入率が高く発行期限がある地方債を活用する事業は、計画的に進め、財源を有効に活用すること。
- (12) 市営観光施設等については、経営状況を詳細に分析し、斬新な発想での見直し、廃止を含めて検討を行うこと。

6 予算編成の基本事項

- (1) 従来から継続する事務事業については、その事業効果を検証し、効果が期待できないものは、事業を廃止又は縮小すること。
- (2) 新規の事務事業又は既存事業の拡充については、その事業の必要性、効果、他事業との均衡、財源、後年度負担、終期又は見直し時期等について多方面から検証すること。また、その財源は既存事業の廃止、縮小によって捻出することを原則とすること。
- (3) 事業の実施にあたっては、安易に地方債や基金に頼ることなく、国県支出金など有利な財源の確保に努めること。また、事業費の算出において人数や世帯数が基礎単位となる事業費の積算においては、過年度の数値を踏襲することなく対象人員等を精査し、人口のスケールに応じた内容とすること。
- (4) 老朽化した施設に際限なく修繕費用を投入することがないように、「美作市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別管理計画を策定し、施設の必要性を検証し、廃止、統合、譲渡が可能な施設については、積極的にその実現を図ること。また、管理運営体制を含めた維持管理コストの縮減に取り組むこと。また、施設改修が必要な場合は、長寿命化を図り起債の充当を検討すること。
- (5) 債務負担行為は、後年度に財政負担を伴うものであり財政硬直化の一因となるため、設定にあたっては十分に留意して見積もること。
- (6) 過疎対策事業債、辺地対策事業債を財源とする事業については、各計画との整合性を確認すること。
- (7) 特別会計、企業会計に関する事項
一般会計に準じた編成とするが、独立採算を基本として、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう、経営の合理化・効率化に努めるとともに、積極的に歳入の確保を図り、健全な運営に努めること。また、繰入金等については、国の定める基準に基づく基準内と基準外を明確にすること。
- (8) 予算要求の具体的な事項については、別途通知する「令和6年度予算要求要領」によること。